～寒河江市にお住まい･お勤めのみなさんへ～

寒河江市振興審議会の委員を公募します

市では、第７次寒河江市振興計画を策定し、人口減少対策などの取り組みを強化し、魅力あるまちづくりを進めています。これらの計画の取り組み状況の検証等を行う振興審議会委員を公募しますので、関心のある皆様のご応募をお待ちしています。

１　**公募委員数** … ４名

２　**対　　象** … 応募時点（令和８年７月現在）で１８歳以上７０歳未満の方で、市内に引き続き１年以上在住し、又は在勤している方

３　**任　　期** … ２年（令和８年１０月から令和１０年９月までを予定）

４　**会議の開催** … 年間１回を予定

５　**募集期間** … 令和８年８月７日（金）午後５時まで（必着）

６　**応募方法** … 別紙の申込書に記入のうえ、郵送、電子メール、直接持参、電子申請（市ホームページでご確認ください。）のうち、いずれかの方法でご応募ください。

※応募資格は、寒河江市審議会等委員の公募に関する規程をご覧ください。

７　**選考方法** … 応募多数の際は抽選とします。なお、申込書に必要事項が記載されていないものは除外します。

８　**そ の 他**

（１）　委員となられた方には、会議出席の都度、謝礼をお支払いします（ただし、書面開催を除く。）。

（２）　この応募において取得した個人情報は、この委員会の業務にのみ利用し、寒河江市個人情報保護条例に基づき厳正に取り扱います。

９　**応募先・問合せ先**

企画戦略課　政策調整係　電　　話：0237-85-1413
郵　　送：〒991-8601 寒河江市中央一丁目９番45号
電子メール：seisaku@city.sagae.yamagata.jp

○寒河江市審議会等委員の公募に関する規程（平成22年６月23日告示第37号）

（応募資格）

第４条　公募による審議会等の委員（以下「公募委員」という。）に応募できる者は、18歳以上の者で、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　市に引き続き１年以上在住し、又は在勤していること。

（２）　公募委員の任期開始日時点で、他の審議会等の委員でないこと。

（３）　国、地方公共団体、独立行政法人若しくは地方独立行政法人の職員又は国会、県議会若しくは市議会の議員でないこと。

（４）　過去１年間に他の審議会等の公募委員を務めていないこと。

（５）　市税及び税外収入金を滞納していないこと。

（６）　その他審議会等の性質に応じて、必要と認められる事項